

## 事業事前評価表

国際協力機構 人間開発部 基礎教育第一チーム

### 1. 案件名

国名：スリランカ民主社会主義共和国

案件名：和名 インクルーシブ教育アプローチ<sup>1</sup>を通じた特別なニーズ<sup>2</sup>のある子どもの教育強化プロジェクト

英名 The Project for Strengthening Education for Children with Special Needs through Inclusive Education Approach in Sri Lanka

### 2. 事業の背景と必要性

#### (1) 当該国における初等教育セクターの現状と課題

スリランカの初等教育は、純就学率 97%<sup>5</sup>（2014 年）、修了率 98%<sup>6</sup>（2006 年）、またジェンダー格差もほとんどなく、南アジア地域で最も高い教育水準を誇っている。その一方で不就学児童（Out-of-School Children）は約 47,000 人<sup>7</sup>（2014 年）存在し、SDGs の目標である、初等教育の完全普及およびその修了のためには依然課題を残している。

不就学児等の一部を占める障害のある子どもに着目すると、現在 26 校の特別学校（Special School；盲学校、聾学校、知的障害児向けの特別学校などがある）と 704 教室の特別教育ユニット（Special Education Unit；通常の学校内に設置されている障害児のための学級）を通じて合計 10,056 人の障害児に教育を提供している。また通常の学級にも 99,024 人（全就学年齢児童の 2.37%）（2003 年）<sup>6</sup> の障害のある子どもが在籍しており就学の機会は増えつつある。しかしながら、学校に通っている障害のある子どもの多くは、軽度の知的障害、発達障害、自閉症などを有する子どもが多く、肢体不自由や重度重複障害の子どもたちに対しては種々の理由から学校へのアクセスが制限されている。また、これら障害のある子どもの教育に携わる教員の多くは、十分な専門知識を有しておらず、実践的な指導スキルを学ぶ機会がないことが課題となっている。より多くの障害のある子どもがそれぞれの生活する地域で適切な教育を受けられるようになるためには、特別教育ユニット教員の指導能力の向上や、通常の学級を含む全教員の障害児に対する理解の促進が求められている。

<sup>1</sup> 「インクルーシブ教育」とは、教育における多様な学習者（障害者、貧困者、僻地居住者、女子、少数民族など）が教育や学習において排除されないよう、全ての学習者のニーズに対応するための教育システム全体を変革する過程。その目的を「教師と学習者が多様性を積極的に評価し、問題（problem）としてではなく、挑戦（challenge）や豊かさ（enrichment）と捉えることができるような状況を意図する」としている（UNESCO, Overcoming Exclusion through Inclusive Approaches in Education, 2003）。「インクルーシブ教育アプローチ」とは、インクルーシブ教育を実現するため、様々な方法や理論を組み合わせた具体的な方策のことを指す

<sup>2</sup> 本案件は障害のある子どもを主な対象とするが、その記載についてはスリランカ政府の文書で使用されている Children with special needs と記載する。よってプロジェクトの枠組みの説明においては「特別なニーズのある子ども」と標記する。

<sup>5</sup> UNESCO: Global Education Monitoring Report 2016 (data based on a school year ending in 2014)

<sup>6</sup> UNESCO UIS: <http://data.uis.unesco.org>

<sup>7</sup> UNESCO: Global Education Monitoring Report 2016 (data based on a school year ending in 2014)

<sup>6</sup> National Policy on Disability for Sri Lanka (2003)

## (2) 当該国における初等教育セクターの開発政策と本事業の位置づけ

スリランカ政府は 2006 年～2010 年に「教育セクター開発フレームワーク・プログラム (Education Sector Development Framework and Programme : ESDFP)」を策定し、障害のある子どもの教育のアクセスの向上に取り組んできた。この計画は「Education First; Education Sector Development Framework and Programme : ESDFP 2013-2017」に引き継がれ、初中等教育への公正なアクセスの向上をテーマの一つに掲げ、インクルーシブな学習環境の整備を進めている。スリランカ政府は 2016 年 2 月 8 日に国連「障害者の権利に関する条約」を批准した。同条約の下、今後インクルーシブ教育システムの構築を通じて、障害児の教育権の保障を目指す見込みであり、本事業はそれらスリランカ政府の取り組みを支援するものである。

## (3) 初等教育セクターに対する我が国及び JICA の援助方針と実績

本事業は我が国の教育協力の政策「平和と成長のための学びの戦略」(2015 年)に示されている「障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するためのすべての人に開かれた教育支援の取組を一層強化する」方針と一致し、かつ JICA 教育協力ポジションペーパー (2015 年)の「インクルーシブで平和な社会づくりのための教育」の方針を具体化するものである。また、SDGs ゴール 4「すべての人にインクルーシブかつ公平な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」の達成に向け、我が国で蓄積されてきた特別支援教育の実践における優位性を活かし、障害児の教育へのアクセスおよび教育の質の向上に貢献するものである。

我が国の対スリランカ国別援助方針 (2012 年 6 月)において、本事業は重点分野「脆弱性の軽減」に位置付けられ、右重点分野の下、障害児の教育に関する支援はこれまで青年海外協力隊の派遣を中心に実施しており、障害児者支援 (旧養護を含む) の分野で 43 名 (内 2017 年 3 月現在 4 名派遣中) を派遣し、草の根レベルで技術協力を実施している。

JICA のスリランカにおける基礎教育分野への協力実績は、2002 年 11 月から 3 年間、開発調査「初中等理数科分野教育マスタープラン」を実施し、同国の理数科教育分野の質の向上を阻む原因を調査し、教科指導だけではなく非効率的な学校運営に問題が潜んでいることを明らかにした。先の調査を受け、2005 年 10 月から 2008 年 12 月にかけて技術協力プロジェクト「学校運営改善プロジェクト」を実施し、学校運営・管理の強化や理数科教育分野において授業研究の実施や計算能力強化の活動を行った。

## (4) 他の援助機関の対応

UNICEF と Australian AID が ESDFP 2013-2017 内で Child Friendly Approach (CFA) を推進しており、ウバ州、中部州、北部州、東部州にて約 1600 校を対象に、初等教育におけるアクセスと質の向上を支援している<sup>7</sup>。2012 年には教育省の万人のための教育局 (Education for All Branch) と連携し、通常の学校の教員向けにインクルーシブアプローチの推進のためのツールキット<sup>8</sup>を開発している。内容は通常の学級における児童中心型教育の説明や、学習障害などの障害のある子どもに関する教室内アセスメントおよび対応方法などである。本案件でも通常の学級の教師も含む学

<sup>7</sup> UNICEF Sri Lanka HP

<sup>8</sup> “Becoming More Inclusive –A tool-kit for teachers-“ UNICEF/ Australian AID (2012)

校全体への研修を計画していることから、研修内容の差別化や既存ツールの活用による相互補完の可能性を検討する。

### 3. 事業概要

#### (1) 事業目的

本事業は、コロンボ県（西部州）およびクルネガラ県（北西部州）において、特別なニーズのある子どもの就学支援体制の構築、子どもの教育的ニーズに合った指導能力の強化、並びにインクルーシブ教育アプローチのグッド・プラクティス実践例の収集および共有を行うことにより、スリランカにおける特別なニーズのある子どものためのインクルーシブ教育アプローチの開発を図り、もって特別なニーズのある子どものためのインクルーシブ教育アプローチの全国普及に寄与するものである。

#### (2) プロジェクトサイト/対象地域名<sup>9</sup>

- ・西部州　　コロンボ県　（人口：2,324,349人、学校数：405校、児童生徒数379,840人）
- ・北西部州　クルネガラ県（人口：1,618,465人、学校数：890校、児童生徒数336,609人<sup>10</sup>）

#### (3) 本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：

- ・教育省（MOE）（中央、西部州、北西部州含む）の行政官・専門家（約50名）
- ・パイロット校（約10校）の校長、教員、子ども、保護者（約3000名）

最終受益者：

- ・教育省以外の省庁の行政官・専門家
- ・プロジェクトサイト内のパイロット校以外の校長、教員、子ども、保護者（約750,000名）
- ・全国の校長、教員、子ども、保護者（約4,500,000名）

#### (4) 事業スケジュール（協力期間）

2018年4月～2021年3月（3年間／計36か月）

#### (5) 総事業費（日本側）

約3.0億円

#### (6) 相手国側実施機関

教育省 ノンフォーマル/特別教育局

(Non-Formal and Special Education Branch, Ministry of Education)

<sup>9</sup> 人口規模、首都からの距離、青年海外協力隊事業における障害児者支援分野の派遣実績等を勘案して決定

<sup>10</sup> スリランカ教育省 School Census Preliminary Reports 2016

(7) 投入（インプット）

1) 日本側

- ① 専門家（長期専門家 2 人（インクルーシブ教育、啓発活動／業務調整）、短期専門家（必要に応じて）（総計 約 54M/M）
- ② 本邦研修（特別なニーズのある子どもの教育に関する研修／年間 10 名）
- ③ 機材（車両、PC、プロジェクター、コピー機、ビデオカメラ等）
- ④ 在外事業強化費

2) スリランカ側

① カウンターパートの配置：

- ・ プロジェクトディレクター（1 名）：教育省次官
- ・ プロジェクトマネージャー（1 名）：ノンフォーマル/特別教育局長
- ・ 西部州、北西部州のチーフ（各 1 名）：西部州および北西部州の各教育局長
- ・ プロジェクトチームメンバー

② 運営コスト

- ・ 研修参加者の交通費
- ・ ガイドライン・教材の印刷費
- ・ 本邦研修に係る必要経費

③ 施設機材

- ・ 研修会場
- ・ JICA 専門家用家具付き執務スペース
- ・ プロジェクト車両に係る税金等

(8) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境に対する影響/用地取得・住民移転

① カテゴリ分類：C

- ② カテゴリ分類の根拠：本事業は「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010 年公布）に掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は最小限と判断されるため。

2) ジェンダー平等推進・平和構築・貧困削減

- ・ ジェンダー分類：ジェンダー活動統合案件

多様な学習者が教育において排除されないよう、全ての学習者のニーズに対応するための教育システム全体を変革するというインクルーシブ教育の理念はジェンダー平等の推進に資するものであり、本案件は、包摂性及びジェンダー視点に立った活動を含むため。

- ・ 貧困分類：貧困対策案件

本案件は社会的弱者とされ、貧困層に陥りやすい障害児とその家族が最終裨益者であることから貧困対策案件とする。

#### (9) 関連する援助活動

##### 1) 我が国の援助活動

障害児・者支援分野の青年海外協力隊、シニア海外ボランティアとは、スリランカの障害関連情報の共有、プロジェクトが実施する研修への招待など緩やかな連携を図る予定。

##### 2) 他ドナー等の援助活動

上述の UNICEF 及び Australian AID 案件は、通常学級に在籍する学習障害などの比較的軽度の障害児への合理的配慮の促進を支援している。また KOICA は 2017 年から 3 年間、毎年 25 名の障害児の教育関係者を韓国に招き、特別支援教育に関する研修を実施する予定。スリランカ教育省によるインクルーシブ教育の推進を後押しすべく、研修内容や研修参加者の重複を避けるなど協調体制の構築が必要。

## 4. 協力の枠組み

### (1) 協力概要

#### 1) 上位目標と指標

特別なニーズのある子どものためのインクルーシブ教育アプローチが全国に普及する

【指標】プロジェクトによって構築された特別なニーズのある子どもを対象としたインクルーシブ教育アプローチが西部州、北西部州の非パイロット県および他 7 州において導入される

#### 2) プロジェクト目標と指標

特別なニーズのある子どものためのインクルーシブ教育アプローチが開発される

【指標】(1) プロジェクトで作成されたインクルーシブ教育アプローチに係るガイドラインが教育省によって正式に承認される

(2) 80%以上のパイロット校の児童に正の変化が発現する

(※「正の変化」の具体事例はベースライン調査を通じて決定する)

(3) パイロット県において、特別なニーズのある未就学児の数が減少する

#### 3) 成果

成果 1：パイロット県において、特別なニーズのある子どもの就学支援体制が構築される

成果 2：パイロット校の教員の子どもの教育的ニーズに合った指導能力が向上する

成果 3：蓄積されたインクルーシブ教育アプローチのグッド・プラクティス実践例が主に教員に参照される

## 5. 前提条件・外部条件

### (1) 前提条件：

- ・就学前教育機関等、関係機関のプロジェクト参加の同意が得られる
- ・パイロット校の特別教育ユニットに計画されたとおりに教員が配置される

## (2) 外部条件

- ・研修を受けた教員の半分以上が公的教育行政システムに留まる
- ・研修を受けた行政官・専門家の半分以上が公的教育行政システムに留まる
- ・教育省がプロジェクトで開発されたアプローチを他州で導入されるよう、各州教育事務所に指示する
- ・パイロット県以外の地域の教員組合が普及計画に反対しない

## 6. 評価結果

本事業は、スリランカの開発政策、開発ニーズ、日本の援助政策と十分に合致しており、また計画の適切性が認められることから、実施の意義は高い。

## 7. 過去の類似案件の教訓と本事業への活用

### (1) 類似案件の評価結果

ミャンマー国「児童中心型教育強化プロジェクト」(フェーズ 1 2004～2007 年)(フェーズ 2 2008～2012 年)の事後評価(2014 年)において、「対象地域ごとにベースライン調査を実施するなど対象地域の現状を丁寧に把握し、モデルの有用性を検証しつつ普及拡大を行う事業デザインによって、事業の有効性が高まった。この事業デザインは、小規模なパイロット活動などによって部分的に制度の導入、普及拡大をめざす他の事業にも活用されうる。」との教訓が抽出された。

### (2) 本事業への教訓

本事業は、パイロット活動を通じて、将来的に全国普及が可能なインクルーシブ教育アプローチ(モデル)を構築する点で上記案件に合致することから、段階的に対象地域の現状を丁寧に把握し、モデルの有用性を検証しつつ普及拡大を行うように、サイトごとのベースライン調査の実施、中間評価を通じたモデルの有用性の検証を行うようプロジェクト計画に反映させた。

## 8. 今後の評価計画

### (1) 今後の評価に用いる主な指標

4. (1) のとおり。

### (2) 今後の評価計画

事業開始後から 3-4 か月	ベースライン調査
事業開始後から 18-24 か月	中間評価
事業開始後から 30-36 か月	エンドライン調査
事業終了 3 年後	事後評価